

## 堀川再生の推進に関する検討会設置要綱

### (趣旨)

第1条 本市の土台を築き上げた庄内川水系堀川の水質は、市民の協力や庄内川からの導水、河川整備によるヘドロの除去などにより一定の改善が図られているが、中部圏を代表する国際都市名古屋にある川として、より一層の改善に努める必要があることから、木曽川水系連絡導水路の新用途としての導水を活用した堀川への恒久的な導水と堀川圏域に係る関連施策の方向性や内容等を検討することを目的に堀川再生の推進に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、堀川再生の推進に関し、次に掲げる事項について調査、検討をする。

- (1) 堀川への導水検討に関すること。
- (2) 新堀川への導水検討に関すること。
- (3) 浄化施策に関すること。
- (4) その他検討会の目的を達成するため必要と認めること。

### (構成)

第3条 検討会に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は緑政土木局担当局長（道路・河川）、副会長は上下水道局長とし、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (職務)

第4条 会長は検討会の事務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて検討会の構成員による会議（以下「会議」という。）を招集することができる。

2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第6条 検討会には、会長が別に定めるところにより、作業部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、緑政土木局河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

|               |
|---------------|
| 総務局担当局長（企画調整） |
|---------------|

|      |
|------|
| 環境局長 |
|------|